

医療法人制度改革

社会医療法人の認定条件にみる 医療法人の法令違反

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長 松田紘一郎

医療法人の法令違反について明確な定義はありませんが、社会医療法人の認定申請をする場合、「公的な運営に関する用件に該当する旨を説明する書類（通知）」の記載事項に、次のような記述があります。

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規

定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

一 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の处分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

二 その他イからハまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

つまり、直近3会計年度において、ホで示された重

大な違反事実等がないこと、が、社会医療法人認定の条件になっています。

こので注意が必要なのは、イからハのそれぞれの事案は、それらの「結果」である「重大な違反事実等」の記述がありませんが、そこでは示された結果は当然、「...」に相当する医療関係法令に抵触するものとなりまします。

二のなかに「業務若しくは会計」の記述があります。

医療法第50条の2は、医療法人の会計を「一般に公正妥当」と認められる会計の慣行に従うとして、指導要綱でもその基準を明らかにしていません（社会医療法人債発行の社会債・財務の省令を除

れるものと審査されます。図で示したのを規制する主なものが「保険医療機関および保険医療費担当規則」であり、②を規制する主なものが「医療法人運営管理指導要綱」です。この2つは理念の具現行為を規制するものであり、その実務のなかで常に注意すべきです。

こので注意が必要なのは、イからハのそれぞれの事案は、それらの「結果」である「重大な違反事実等」の記述がありませんが、そこでは示された結果は当然、「...」に相当する医療関係法令に抵触するものとなりまします。

二のなかに「業務若しくは会計」の記述があります。

医療法第50条の2は、医療法人の会計を「一般に公正妥当」と認められる会計の慣行に従うとして、指導要綱でもその基準を明らかにしていません（社会医療法人債発行の社会債・財務の省令を除

については、その認定にあたり、都道府県知事の諮問機関である都道府県医療審議会に「会計に関する有識者の参画を求めることが望ましい」とされており、明確な医療法人の会計基準のないなかで、今後に課題を残すこととなりました。

